

泰阜村立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 4 月 1 日設定

泰阜村教育委員会

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

泰阜村教育委員会では、子どもたちを教育する教職員は、まず自らが生きがいを持って、楽しく仕事を行うことが、大前提であると認識します。そのためには、教職員のこれまでの働き方を見直し、日々の生活や教職人生を豊かにすることで自らの専門性を高める必要があります。この趣旨に基づき、教職員の働き方改革をすすめます。

(2) 泰阜小・中学校の現状

本村では、平成 6 年 3 月 21 日に「学校職員の勤務時間等に関する規程」を制定し、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

令和 7 年度の教育職員の時間外在校等時間の状況については、次の通りでした。

		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
泰阜小学校 14 人	45h 以下	2	4	4	6	14	6
	45h～80h 以下	10	10	10	8	0	7
	80h 超	2	0	0	0	0	1
泰阜中学校 14 人	45h 以下	8	10	9	11	14	11
	45h～80h 以下	5	4	5	3	0	3
	80h 超	1	0	0	0	0	0

		10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
泰阜小学校 14 人	45h 以下	3	9	9	10	9	
	45h～80h 以下	8	3	3	4	5	
	80h 超	3	2	2	0	0	
泰阜中学校 14 人	45h 以下	10	11	12	12	11	
	45h～80h 以下	4	3	2	2	3	
	80h 超	0	0	0	0	0	

小学校では、45h～80h 以下の職員が 45% 占めており、80h 超の職員もありました。

中学校では、45h～80h 以下の職員が 22% 占めており、80h 超の職員も、わずかですがありました。平日・休日ともに部活動の地域移行は完了しましたが、さらに取り組みを進める必要があります。そこで、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条（令和 8 年 4 月 1 日施行）に基づき本計画を策定します。

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

	年平均	月 4 5 時間以下の 職員の割合
泰阜小学校	月 30 時間	100%
泰阜中学校	月 30 時間	100%

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和 6 年度の数値】

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を 15 日以上にします。
【小学校 15.6 日、中学校 14.2 日】
- ・ストレスチェックを行い、高ストレス者の割合を 10%以下を目指します。
【未実施】
- ・ストレスチェックにおける総合健康リスクの値を 80 以下とします。
【未実施】
- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指します。
ストレスチェック集団分析項目「働きがい」の評価数値を 4.0 を目指します。
【未実施】

3. 計画の期間

令和 8 年度～令和 10 年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

○放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3 分類」②関係）

- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有します。

○保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3 分類」⑤関係）

- ・保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等のうち、法律上の問題については、弁護士との法律相談を活用します。
- ・保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等については、教育委員会と連携して対応します。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

○調査・統計等への回答（「3 分類」⑥関係）

- ・教育委員会から学校に発出される調査の回答に係る事務業務について、ながの電子申請の機能等の活用をすすめます。
 - 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（「3分類」⑦関係）
 - ・専門性が高い保護者や地域のボランティアへの依頼やAIの活用をすすめます。
 - 校舎の開錠・施錠（「3分類」⑩関係）
 - ・職員間の役割分担の見直し等により、特定の職員に責任や負担が集中しない環境の整備をすすめます。
 - 校内清掃（「3分類」⑫関係）
 - ・校内清掃の実施回数や範囲の合理化、小中学生による役割分担の見直し、地域ボランティアへの依頼を検討します。
 - 部活動（「3分類」⑬関係）
 - ・部活動は、地域移行が完了しています。教職員がかかわる場合は、本人の意思を確認し、兼業・兼務解除により行います。
 - 給食費や教材費の徴収（「3分類」③関係）
 - ・給食費は、小学校が無償化となりましたが、中学校の徴収事務があります。中学校の無償化も検討していきます。
 - ・学年費(学年費・旅行貯金・PTA会費)の徴収は、公費支出をすすめるなど簡素化を目指します。
 - 図書館整備
 - ・読み聞かせを地域ボランティア依頼を継続します。
 - ・図書館司書業務を担う職員の小学校への村費配置を継続します。中学校図書館の業務も担っていきます。必要により、システム化も検討します。
 - 各校の研修会
 - ・外部専門家の活用及び各校の研修のオンライン化による全県での研修会の共有をすすめます。
- ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務
- 授業準備（「3分類」⑮関係）
 - ・教材等の印刷や物品等の準備その他の補助的な業務等を補助する教員業務支援員等の支援スタッフを必要に応じて配置します。
 - ・授業準備におけるデジタル技術の活用を促進します。
 - ・日課を見直すことにより、職員の準備時間の確保をすすめます。
 - 学習評価や成績処理（「3分類」⑯関係）
 - ・採点作業やその他補助的な業務等を補助する教員業務支援員を配置します。
 - ・授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務処理等について、校務支援システムの機能や自動採点システム等を導入します。

- ・入学選抜に係る類似の業務についても、デジタル技術の活用等をすすめます。
- 学校行事の準備・運営（「3分類」⑰関係）
 - ・学校行事に係る準備や運営の協力を保護者や地域ボランティアへ協力を依頼します。
- 進路指導の準備（「3分類」⑱関係）
 - ・
- 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）
 - ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を積極的に求め、その会議の開催は勤務時間内を原則とし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築します。
 - ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年1回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築します。
- 家庭連絡のデジタル化
 - ・一斉メールやアプリを活用した保護者連絡の実施を促進します。
 - ・保護者との連絡帳について、紙からデジタル化への移行をすすめます。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図ります。

- ・学校で行われる学校行事を、それぞれの教育的価値を踏まえ、精選又は統合します。
- ・職務経験が少ない教育職員に、他の教育職員からの助言その他の支援を得られやすい体制を整備します。
- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定します。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定、日課表の工夫を行ないます。
- ・デジタル技術の活用により、職員会議や分掌業務などの校務を効率化します。
- ・勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能はすでに設置済みです。その活用を検討してすすめます。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

- ・ 1 か月月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施します。
- ・ 11 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組みます。
- ・ ストレスチェックの実施率 100%を目指し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進します。
- ・ 学校における定時退校日を、小学校は週 1 回、中学校は週 1 回以上設定しており、また、長期休業等の期間中に 3 日間以上の学校閉庁日の設定を行なっています。これを完全実施し、継続します。
- ・ 持ち帰り時間のより正確な把握に努め、持ち帰り時間の縮減に取り組みます。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、村のホームページで公表するとともに、教育委員会定例会に報告することとします。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組みます。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。
- ・ 各学校における働き方改革の取り組みがすすむよう、教育委員会は、学校運営協議会や保護者に対して、「泰阜村立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組みます。